

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例

平成20年6月25日

条例第27号

(目的及び設置)

第1条 道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供し、地域情報の受信、発信等による地域間交流の促進及び農産物等の地元産品の販売による地域の活性化に寄与するとともに、市民の健康及び福祉の増進を図ることを目的として、東広島市道の駅湖畔の里福富(以下「道の駅」という。)を設置する。

(位置)

第2条 道の駅の位置は、東広島市福富町久芳1506番地とする。

(施設)

第3条 道の駅に次の施設を置く。

- (1) 交流館
- (2) 交流館体験学習室
- (3) 多目的ホール
- (4) 公園の施設として、次に掲げるもの
 - ア 多目的グラウンド
 - イ キャンプ場
 - ウ ふれあい広場
- (5) 駐車場
- (6) その他附帯施設

(事業)

第4条 道の駅においては、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 道路の利用者に対する休憩場所の提供に関すること。
- (2) 農産物等の地元産品、飲食物その他の物品の販売に関すること。
- (3) 道路情報、地域情報等の提供に関すること。
- (4) 地域間交流に関すること。
- (5) 市民の健康及び福祉の増進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、道の駅の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものと

する。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる事業を行うこと。

(2) 第7条第1項、第8条第1項、第9条第2号から第8号まで及び第10号、第11条(指定管理者の許可を受けることとされたものに限る。)並びに第18条の許可に関すること。

(3) 道の駅及びその附属設備(以下「施設等」という。)の維持及び修繕に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務を行うこと。

(利用時間及び開館日)

第6条 道の駅の別表第1の左欄に掲げる施設の利用時間及び開館日は、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は開館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の利用時間を変更し、又は同項の開館日において施設の全部若しくは一部を臨時に休館し、若しくは同項の開館日以外の日において施設の全部若しくは一部を臨時に開館することができる。

(有料施設等の利用の許可)

第7条 第3条第1号、第2号、第3号又は第4号ア若しくはイに掲げる施設及びその附属設備(以下「有料施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定による許可をする場合において、有料施設等の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(行為の制限)

第8条 道の駅において、次に掲げる行為(別表第2の2の表において「制限行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品の販売(販売を目的として展示する行為を含む。別表第2の2の表において同じ。)

(2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(3) 業として写真又は映画を撮影すること。

(4) 興行を行うこと。

(5) 競技会、集会その他これらに類する催しのため道の駅の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は施設、行為

の内容その他指定管理者の指示する事項を記載した申請書を、指定管理者に提出しなければならない。

- 3 指定管理者は、第1項の許可をする場合においては、道の駅の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第9条 道の駅においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号から第8号まで又は第10号に該当する行為であって、特に指定管理者の許可を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 施設等をその用途以外に使用すること。
- (9) 暴走行為をすることを目的として自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。)又は原動機付自転車を準備して集合すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理に支障があると認められる行為をすること。

(公園施設の設置等の許可)

第10条 道の駅に公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)を設け、又は公園施設を管理しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(道の駅の占用の許可)

第11条 道の駅に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて道の駅を占用しようとする者は、あらかじめ市長(第8条第1項第1号に掲げる行為に係るもののうち一時的なものにあつては、指定管理者)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(占用許可の特例)

第12条 前条の許可を受けた者は、当該許可に係る行為について第8条第1項の許可を受けることを要しない。

(利用等の制限)

第13条 市長又は指定管理者は、第7条第1項、第8条第1項、第9条ただし書、第10条又は第11条の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしない。

- (1) 施設等の利用に支障を及ぼすと認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 当該許可が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 施設等の管理運営上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者において不適當と認めるとき。

(使用料)

第14条 第10条の規定による公園施設の設置等の許可を受けた者及び第11条の規定による占用の許可を受けた者は、当該許可に係る使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料の額については、東広島市都市公園条例(昭和59年東広島市条例第20号)別表第3の1の表から3の表までの規定を準用する。
- 3 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利用料金)

第15条 第7条第1項の規定により有料施設等の利用の許可を受けた者又は第8条第1項の規定により許可を受けた者は、施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。
- 3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(使用料等の減免)

第16条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の納付を免除することができる。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

(使用料等の不還付)

第17条 既納の使用料又は利用料金は、還付しない。ただし、使用料又は利用料金を納付した者の責めに帰することができない理由により有料施設等を利用することができない場合その他市長

又は指定管理者において特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(設備の設置等)

第18条 利用者(第9条ただし書の規定による許可を受けた者並びに第14条第1項及び第15条第1項に掲げる者をいう。以下同じ。)は、施設等を利用する場合において、設備を設け、又は物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、軽易なものとして市長が別に定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、同項に規定する許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

(目的外利用等の禁止)

第19条 利用者は、施設等をその許可を受けた目的以外に利用若しくは使用し、転貸し、又はその利用若しくは使用する権利を譲渡してはならない。

(入場の制限)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認める物品等を携帯する者

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理運営上支障があると認める者

(利用等の許可の取消し等)

第21条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項、第8条第1項、第9条ただし書、第10条、第11条又は第18条の規定による許可(以下この条及び次条において「利用等の許可」という。)の条件を変更し、当該利用等の許可に係る行為の停止を命じ、若しくは制限をし、又は当該利用等の許可を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

(2) 利用者が当該利用等の許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が虚偽の申請により当該利用等の許可を受けたとき。

(4) 第13条各号に掲げる事態が生じ、又は判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 市又は指定管理者は、前項の規定による処分により利用者が損害を受けることがあっても、これを賠償する義務を負わない。

(原状回復義務)

第22条 利用者は、有料施設等の利用を終了したとき又は前条第1項の規定により利用等の許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

- 2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償義務)

第23条 自己の責めに帰すべき理由により施設等又は備付物品を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 市長は、東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年東広島市条例第31号)第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、市長が臨時に施設の管理運営を行うときに限り、その間、別表第2に掲げる施設については、同表の規定により算定した額の範囲内において市長が定める利用料金を使用料として徴収する。

- 2 前項の場合にあつては、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第15条第1項、第18条、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第7条、第8条、第9条及び第18条第1項及び第20条中「指定管理者」とあり、第13条、第21条第1項並びに第22条第2項中「市長又は指定管理者」とあり、並びに第11条中「市長(第8条第1項第1号に掲げる行為に係るもののうち一時的なものにあつては、指定管理者)」とあるのは「市長」と、第15条の見出し中「利用料金」とあり、及び同条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、第21条第2項中「市又は指定管理者」とあるのは「市」とそれぞれ読み替えるものとする。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、道の駅の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 道の駅は、規則で定める日から供用を開始する。

別表第1(第6条関係)

施設の名称及び区分		利用時間	開館日
交流館		午前9時30分から午後6時まで	1月3日から12月29日まで(水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)を除く。)
交流館体験学習室			
多目的ホール		午前8時30分から午後10時まで	1月5日から12月27日まで(水曜日(休日に当たるときは、その直後の休日でない日)を除く。)
公園	多目的グラウンド	午前8時から午後9時まで	

		で	
	キャンプ場	3月及び11月 午前9時から午後4時まで で 4月から10月まで 午前9時から午後5時まで	3月1日から11月30日まで(水曜日(休日に当たるときは、その直後の休日でない日)を除く。)

別表第2(第15条関係)

1 有料施設等を利用する場合

(1) 交流館

施設の名称	利用料金
交流館	販売金額の30パーセント

備考 加工等のために施設を利用する場合には、光熱水費の実費に相当する額を加算することができる。

(2) 交流体験学習室及び多目的ホール

施設の名称及び区分		徴収の区分	1時間までごとの利用料金の額	
			3時間以下の部分	3時間を超える部分
交流館体験学習室			670円	390円
多目的ホール	ホール	入場料を徴収しないとき	1,810円	1,270円
		入場料を徴収するとき	2,640円	2,660円
	多目的室	1室につき	880円	630円
		2分の1室につき	410円	390円
	屋外ステージ	入場料を徴収しないとき	340円	240円
		入場料を徴収するとき	500円	500円
	附属設備		規則で定める額	

備考

1 交流館体験学習室並びに多目的ホールのホール及び多目的室を利用する場合で、冷暖房利用のときは、次のとおり加算する。

(1) 冷房利用の場合 利用料金の額の3割に相当する額

(2) 暖房利用の場合 利用料金の額の2割に相当する額

- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 市外居住者(市内に住所を有している者又は市内に主たる事務所を有している法人以外のものをいう。以下同じ。)の利用の場合は、利用料金の額の3割に相当する額を加算する。
- 4 商品の広告、宣伝又は販売その他の営利を目的とする利用(以下「営利目的の利用」という。)の場合は、利用料金の額の5割に相当する額を加算する。
- 5 冷暖房利用の場合、市外居住者の利用の場合及び営利目的の利用の場合において、加算する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 公園

ア 多目的グラウンド

施設の名称	区分			利用料金	照明料
グラウンド	営利目的の利用 以外の場合	入場料を徴収し ないとき	全面	1 時 間 に つ き 410円	1時間当たり1 基につき190円
			片面	1 時 間 に つ き 200円	
		入場料を徴収す るとき	全面	1 時 間 に つ き 1,250円	
			片面	1 時 間 に つ き 620円	
	営利目的の利用の場合		全面	1 時 間 に つ き 2,090円	
			片面	1 時 間 に つ き 1,040円	

備考

- 1 1時間を超える場合において、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 市外居住者の利用の場合は、利用料金の額の3割に相当する額を加算する。この場合において、加算する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

イ キャンプ場

施設の名称及び区分	区分		利用料金
キャンプ場	営利目的の利用以外 の場合	入場料を徴収しないと き	1テントサイト1日につ き1,100円
		入場料を徴収するとき	1テントサイト1日につ

		き3,300円
	営利目的の利用の場合	1テントサイト1日につき5,500円
附属設備		規則で定める額

備考

- 1 キャンプ場を利用することができる時間は、1日を限度として別表第1に定める利用時間の範囲内で利用許可を受けた時間とする。
- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 市外居住者の利用の場合は、利用料金の額の3割に相当する額を加算する。この場合において、加算する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 制限行為をする場合

種別	単位	利用料金
募金、署名運動その他これらに類するもの	1件1日につき	100円
業として行う写真の撮影	1人1日につき	100円
業として行う映画の撮影	1件1日につき	2,100円
興行	1平方メートル1日につき	2円
競技会、集会その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	2円
物品の販売その他の行為	市長がその都度定める額	

備考 利用面積が0.01平方メートル未満であるとき、又は利用面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。